

令和5年度版 釜石市に転入し、新しい生活を始める方を支援します。

ライフデザインU・Iターン補助金



対象者

①から③の全てを満たす方が対象です。

- ① 釜石市外(大槌町を除く)から転入し、3年以上住み続ける方。
※転勤に伴って転入し、転勤による転出が見込まれる方は対象になりません。
- ② ①に該当する申請者が令和5年4月1日時点で**49歳以下**である者。
※児童(18歳以下)を伴って転入する場合は年齢制限はありません。
- ③ 申請時、①に該当するどなたかが就業していること。
※申請者本人又は同居人が公務員である場合は申請することができません。

詳細や申請書類のダウンロード等
釜石市ホームページでご確認いただけます。



補助内容

新築・購入される場合

新築

50万円

購入

購入費用の50%
(上限50万円)



3親等以内が所有する 持ち家に住む場合

市内業者が実施した工事の
工事費用の50%
(上限50万円)

対象となる工事について
必ず裏面をご確認ください



賃貸住宅に住む場合

最大24万円 × 最大3年間

次の場合を除きます。

- ・転勤による転入
- ・社宅、借り上げ社宅、公営住宅
- ・その他の家賃等に係る補助金を受給している場合



賃貸住宅の場合の補助金額の補足

釜石市に転入後に、実際に支払った家賃に対して、最大24万円を上限に年度ごとに補助を行います。

<計算式>

(月当たりの家賃の額 - 月当たりの住宅手当の額) × 支払った月数 = 補助対象額

- ・ 補助対象額が24万円以上の場合 = 24万円を交付
- ・ 補助対象額が24万円未満の場合 = 補助対象額分を交付

申請期限

新築・購入される場合

転入日から1年以内

3親等以内が所有する持ち家に住む場合

転入日から1年以内かつ対象となる工事
の金額を支払った日から6か月以内

賃貸住宅に住む場合

転入日から6か月以内

対象工事

転入した世帯が居住にあたり必要となる工事が対象です。

住宅の増築・リフォーム・改築・改修、回線工事や電気工事、設置工事等。

ただし、**釜石市内業者**※3 が行った工事に限ります。

【対象例】 増築、二世帯住宅化、お風呂のユニットバス化、トイレの洋式化
光回線敷設、アンペア数変更等

※1 発注先が市内にない場合、または工事施工者を選べない場合は対象とします。

例① 光回線工事をコールセンターに電話で依頼、(工事施工者は指定不可)

例② クーラーを市内電気店で購入したが、設置工事は市外の業者だった

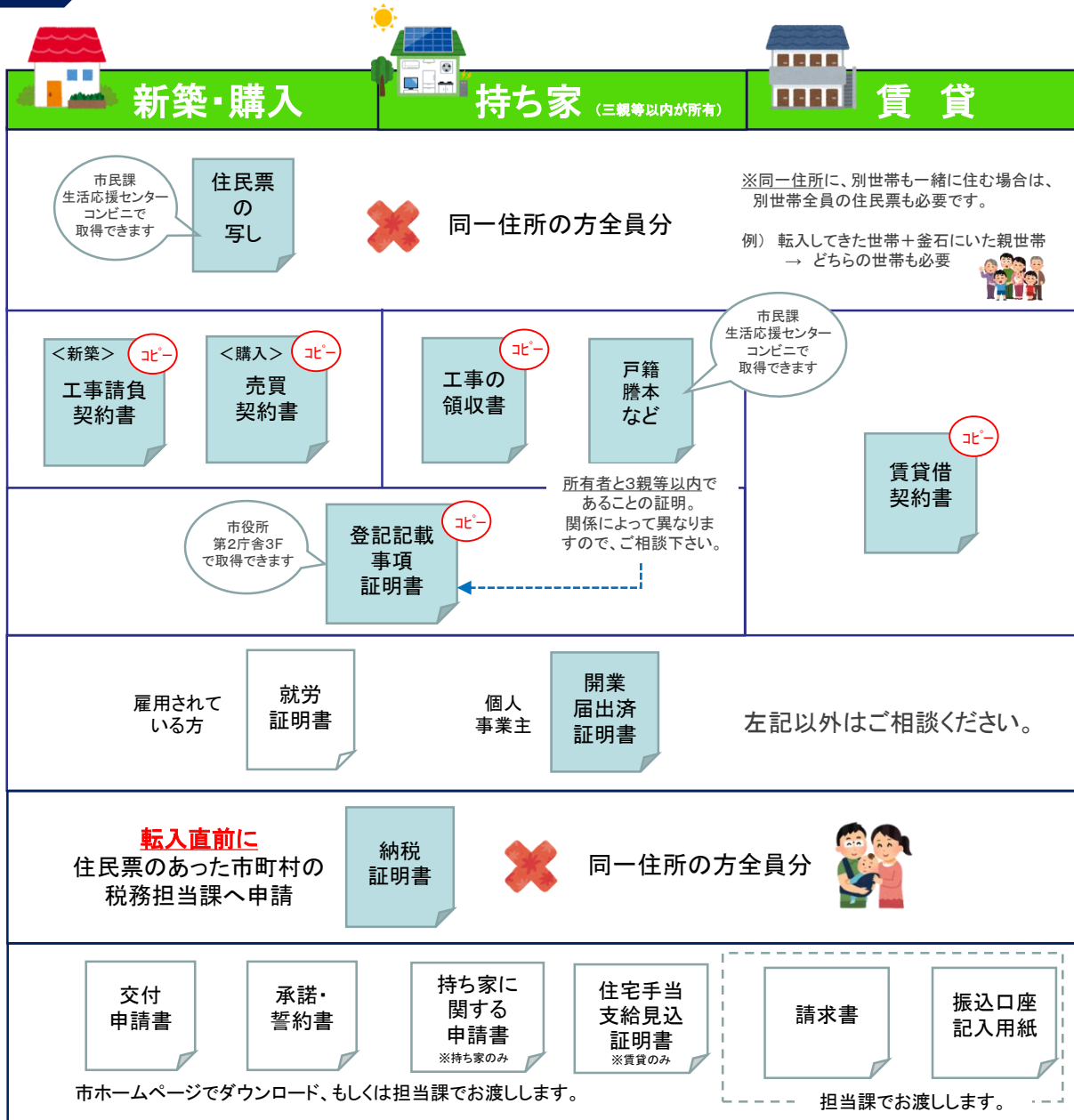
※2 住宅安心安全リフォーム工事助成との併用はできません。

※3 釜石市内業者とは、釜石市内に本社若しくは本店を有する業者又は市外に本社若しくは本店を有するが、市内に支社、支店若しくは営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている業者をいいます。新築の際の市内業者の場合もこの定義に準じます。

※ 対象工事が、申請前にご相談ください。

提出する書類

それぞれ、異なりますのでご注意ください。 ※提出の際は、必ずご印鑑をお持ちください。



令和4年度受付期限

令和6年3月15日(金)までに、担当課まで提出してください。

※申請に虚偽・不正行為があった場合や1年以内に転出された場合は、交付の決定を取り消します。